



感染者の動向

感染者数／1日*	5人(ほぼ収束)
累計死者者数	58人
死者者数／100万人	1人

(*8月31日～9月6日の平均) ※出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	ほぼ撤廃
実施主体	
タイ政府（非常事態対策本部＝CCSA）	
具体的制限	
・タイ政府は8月28日、非常事態令の9月30日までの延長を布告。	
日本人学校	
・7月1日の第5フェーズ緩和で、日本人学校を含む生徒数200人以上の中・大規模校の活動を許可。	
・8月中旬、日本人学校教員が入国。14日の隔離後、9月から始まる二学期より通常登校に。	



国内経済活動は正常化、国内世論に配慮しつつ非常事態期間は延長へ

- 入国者への効果的防疫対応を重視し、タイ政府は5度目の非常事態令の延長を決定（9月末まで）。反政府デモがやや活発となる中、丁寧な説明が求められる。
- 9月3日にはバンコク市内のクラブで働く従業員がコロナ陽性反応。9月2日にタイ政府は国内感染フリーの状態が100日続いたと発表した直後となり、緊張が一時的に高まる。
- 8月15日にはCCSAに加え、首相が「経済状況管理センター（CESA）」創設にかかる首相令に署名。初回会合を19日に開催し、防疫体制整備と経済再生との両立を急ぐ。



空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	
<ul style="list-style-type: none"> タイ民間航空公社（CAAT）は、7月1日以降、特定の旅客運搬目的（右欄参照）での旅客機のタイへの乗り入れを許可。 	



日本人に対する入国制限

日本人の入国	条件付きで可
外務省渡航情報	
レベル3：渡航中止勧告（感染症）	
措置の概要	
<ul style="list-style-type: none"> 在京タイ大使館は、8月27日時点の手続き概要を以下の通り公開。特別便ごとの案内を、9月から月で一括掲示する形に。 	



経済活動再開の状況

経済活動制限

主要規制・制限

- 7月1日の第5フェーズ緩和により、国内における経済活動は、必要な防疫措置を講じた上で完全に再開。
- プラユット首相は15日、「経済状況管理センター（CESA）」創設にかかる首相令に署名。首相が議長を務め、主要経済閣僚等がメンバーに。

再開基準

8月31日のCCSA令（第9号）で、以下カテゴリーの操業制限が一層緩和。

- 学校、教育施設等：定員通りの授業の再開
- スポーツ競技：観客を入れた状態での競技可
- 公共交通機関：着席人数・間隔制限解除

【全体フロー】

- ①有効な労働許可証（WP）、BOIからのビザ申請承認状、もしくは労働省からのWP3（WP事前審査受理所）を準備【A】
- ②以下手続きを平行して実施
 - 航空券の各自購入（※上記リンク中、予約可能なフライトは航空会社のページに遷移）
 - 隔離ホテル（ASQ）の予約（<http://www.hss covid.com/>）
 - コロナ治療費付保の、10万米ドル以上の旅行保険（英文）
 - ③（ビザ非保有者のみ）フライトごとの指定日のビザ申請を予約
 - ④入国許可証（Certificate of Entry, COE）の申請
 - ⑤英文の渡航可能健康証明書
 - ⑥（渡航72時間以内）PCR検査・非感染証明書の入手

【上記④のCOE申請時に必要な書類】

以下必要書類をPDFでメール送付、かつGoogleフォーム経由で申請。不備がなければ出発4営業日までにCOEがメールで送付。

- ①パスポート顔写真ページ・ビザ・再入国許可印押印ページのコピー（※ビザ非保有者はビザ申請予約票）、②航空券のE-チケット/予約確認書、③記入済み申告書、④英文旅行保健証、⑤ASQ予約確認書、⑥上記フローの【A】のいずれか

【出国時必要書類】

- ①パスポート、②COE、③記入済みの申告書（原本）、④英文のFit-to-Fly健康証明書（原本）、④PCR検査・非感染証明書（原本）、⑤旅行保険証、⑥ASQ宿泊予約確認書



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- 7月工業生産指数は前年同月比で5月を底に二ヶ月連続で改善も、マイナスが継続。自動車が引き続き弱い一方、家電では持ち直しの動きも。
(参考) 7月工業生産指数 (前年同月比)
 - 総合▲16.1
 - 自動車▲52.8% (エンジン▲55.7%、乗用車▲49.3%、ピックアップトラック▲55.5%)
 - 家電 11.3% (エアコン▲3.8%、冷蔵庫19.4%、洗濯機22.6%)
 - 電子機器▲8.2% (HDD▲6.5%、集積回路▲4.1%)
- タイ工業連盟 (FTI) が8月20日に発表した7月の自動車生産台数は8万9,336台と、前年同月比▲47.7%となった。4月を底に順次改善傾向も、大幅減が続く。
- 8月17日にNESDCが発表した第2四半期実質GDPは、前年同期比▲12.2%となり、第1四半期 (同▲1.9%) から大幅に減速。

サプライチェーン、物流への影響

- 7月2日より、4月以降タイ側措置で閉鎖していたタイ・マレーシア国境 (パダンバサー) でのトラック通行が可能に。検疫による混雑も緩和傾向にあり、空路を除き、物流は正常に戻りつつある。
- タイ財務省は7月20日、トランジット貨物の法定滞留期間 (30日間) および超過貨物の国家による没収の規定を、3月26日に遡り一時的に無効とする措置を発表。

現在抱える課題、懸念

- 6月30日に盤谷日本人商工会議所 (JCC) が発表した、2020年上期日系企業景気動向調査 (<https://www.jcc.or.th/>) によると、新型コロナウイルスによる具体的な影響として、タイでの消費減速・売上減少を挙げる企業が474社 (77%) と最大に。また日本等からの出入国制限による事業実施への障害についても397社 (65%) の企業が課題と回答。
- 上記調査では、資金繰りへの影響が「ある」と答えた企業が271社 (44%)、「ない」と答えた企業が340社 (56%) となった。影響があると答えた企業のうち、216社 (72%) は投資削減や内部留保切り崩しで対応。

ジェトロメンバーズ

ジェトロメンバーズの方に向けて、毎日、コロナ関連動向を含む海外の政治・経済の速報記事を配信中。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。



現地政府の企業支援策 (進出日系企業を対象に含むもの)

経済支援策

原産地証明書提示手手続きの簡素化

支援概要

新型コロナウイルスの影響緩和のため、輸入通関時に原産地証明書の提示が困難な場合、写真コピーでの提出を認めるもの。4月16日から9月30日までの時限措置。

人件費の税務上の費用計上

売上高 (直近会計年度5億バーツ以下)、従業員数 (200名以下) 等の条件を満たす企業に対し、4月～7月の期間に限り、1人あたり給与のうち15,000バーツ/月を上限とし、人件費の300%を税務上の費用に計上することが可能。



ジェトロからのお知らせ

イベント情報

開催日

2020年8月7日～9月6日
(期間限定配信)

セミナー・イベント名

【食品ウェブセミナー】
「海外市場の現状と新型コロナウイルスの影響後を見据えた日本産食品の可能性」
<https://www.jetro.go.jp/events/afa/d35f9c47523e4b2b.html>

2020年10月5日～8日

【オンライン展示会・出展募集】
「Techsause Global Summit 2020」 J-Startupパビリオン
<https://www.jetro.go.jp/events/iib/d5df56a761c55a7c.html>

お問い合わせ

(国内)

新型コロナウイルス相談窓口
TEL : 03-3582-5651

(平日9時～12時/13時～17時
(土日、祝祭日を除く))

(海外) ジェトロ・バンコク事務所

■ 法務・労務・税務等専門家へのご相談
E-mail : PF-BGK@jetro.go.jp
■ その他ご相談、事業・本記載内容への問合せ
E-mail : BGK@jetro.go.jp